

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 大宮 惇幸

- 1 日時  
平成 21 年 4 月 14 日（火曜日）  
午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 58 分散会
- 2 場所  
第 2 委員会室
- 3 出席委員  
大宮惇幸委員長、工藤勝博副委員長、新居田弘文委員、関根敏伸委員、五日市王委員、菅原一敏委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、工藤勝子委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
大森担当書記、菅野担当書記、小友併任書記、山本併任書記、伊藤併任書記
- 6 説明のため出席した者  
瀬川農林水産部長、小田島副部長兼農林水産企画室長、佐々木農政担当技監、須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、西村林務担当技監、佐々木水産担当技監兼漁港漁村課総括課長、松岡競馬改革推進室長、宮参事、高橋農林水産企画室企画課長、門口団体指導課総括課長、大澤団体指導課指導検査課長、浅沼流通課総括課長、杉原農業振興課総括課長、井上農業振興課担い手対策課長、高橋農業普及技術課総括課長、沼崎農村建設課総括課長、川嶋農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業課長、徳山畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、堀江林業振興課総括課長、竹田森林整備課総括課長、阿部森林整備課整備課長、佐賀森林保全課総括課長、寺島水産振興課総括課長、五日市水産振興課漁業調整課長、浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事  
藤尾理事
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件  
(1) 継続調査  
ア 体験型教育旅行の取組状況について  
イ 水産業・漁村の多面的機能と環境生態系保全活動について

## 9 議事の内容

○大宮惇幸委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

大森担当書記、菅野担当書記、小友併任書記、山本併任書記、伊藤併任書記、以上であります。

次に、先般の人事異動により、新たに就任された執行部の方々を御紹介いたします。初めに、瀬川純農林水産部長を御紹介いたします。

○瀬川農林水産部長 瀬川でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○大宮惇幸委員長 続きまして、新たに理事に就任されました藤尾善一理事を紹介いたします。

○藤尾理事 どうぞよろしく願いいたします。

○大宮惇幸委員長 瀬川農林水産部長から農林水産部の新任の方々を御紹介願います。

○瀬川農林水産部長 私から、農林水産部の新任職員を紹介させていただきます。

佐々木敦水産担当技監兼漁港漁村課総括課長でございます。

高橋渉農林水産企画室企画課長でございます。

大澤宣典団体指導課指導検査課長でございます。

杉原永康農業振興課総括課長でございます。

井上敬二農業振興課担い手対策課長でございます。

工藤昌男農産園芸課水田農業課長でございます。

徳山順一畜産課総括課長でございます。

千葉健市畜産課振興・衛生課長でございます。

阿部義樹森林整備課整備課長でございます。

佐賀耕太郎森林保全課総括課長でございます。

寺島久明水産振興課総括課長でございます。

五日市周三水産振興課漁業調整課長でございます。

関口勝司海区漁業調整委員会事務局長でございます。以上をもちまして新任職員の紹介を終わります。よろしく願いいたします。

○大宮惇幸委員長 以上で、執行部職員の紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより、体験型教育旅行の取組状況について調査を行います。調査の進め方についてありますが、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○杉原農業振興課総括課長 それでは、体験型教育旅行の取組状況について、御説明をいたしたいと思います。恐れ入りますけれども、資料2枚目のA3の資料で説明をしていきたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料左上の体験型教育旅行推進の基本的な考え方をごらん願いたいと思います。ここで言う体験型教育旅行といいますのは、学校が行う体験活動を取り入れた集団宿泊活動を言いますけれども、基本的な考え方といたしましては、農山漁村における体験型教育旅行の受け入れは、一つは地域コミュニティの活性化に向けた新たな活動であるというもの、それから観光振興の面におきましても、経済的効果が期待されるということから、体験型教育旅行の拡大を重点的に推進することとしているところでございます。このことは、いわて希望創造プランにおきましても、観光振興の分野、体験観光の推進という中で位置づけて検討して、今推進しているところでございます。

次に、資料上段の中央から右側の目指す姿をごらん願いたいと思います。目指す姿の背景について、まず最初に御説明をいたしたいと思います。現在、集団宿泊活動は、県内すべての小学校で、林間学校等の中で実施されてきております。一方、農山漁村地域の学校におきましても、農林漁業や農山漁村について関心が薄い子供が多い。その役割などについて理解が十分であるとは言いがたい状況にあります。

また、特に本県におきましては、小規模校が多いということもありまして、幼いころから小集団の中での決まった人間関係のもとで生活している学校が多いことから、多様な人間との交流の場が不足しがちであるという状況でございます。このため、目指す姿といたしましては、ゆとり・やすらぎ・まなびの場・ふるさと岩手の実現に向けてということキャッチフレーズといたしまして、豊かな自然や多様な農林水産業など、岩手らしさを生かした体験、それから幅広い世代との触れ合いを通じて子供たちに感動体験など、食や命について真剣に考える場を提供して、問題解決能力、それからコミュニケーション能力の向上も期待できるような、いわゆる教育効果の高い体験型教育旅行が、県全域で展開されることを目指していきたいというのが1点でございます。

また、県内の希望するすべての小学校で体験型教育旅行が実施できるよう、受け入れ地域協議会の設置を目指していきたいということと、県外の学校も積極的に受け入れることによりまして、都市との交流を拡大し、地域コミュニティの活性化を図る。それから、所得向上機会の増加や、雇用の場の創出などによって、アグリビジネスということ定着させていきたいということを目指していきたいというふうに考えております。

目標としましては、平成25年には、全市町村までいきませんので、23ということで市町村に受入地域協議会の設置を目指していきたいと。それから、農山漁村生活体験活動を取り入れた体験型教育旅行の実施の学校でございますけれども、ここの数字につきましては宿泊をするということを前提にしておりますが、県内校で100校、県外校で450校を目指すこととしております。

次に、資料左側の体験型教育旅行の受け入れ状況と課題についてごらんいただきたいと思います。体験型教育旅行の受け入れ状況と課題について整理しておりますけれども、近年学校が実施する教育旅行は、いわゆるこれまでの観光型と違いまして、体験型に移行しつつ

あるということをごさいます、体験型の教育旅行の実施、受け入れを希望する学校ですけれども、全国的に増加傾向にあります。図をちょっとごらんいただきたいと思いますけれども、ここで岩手県の部分は、日帰りということが入っておりますので、学校数が先ほどの数字とちょっと変わっておりますけれども、傾向としましては、学校数では平成16年度の218校から19年度には405校と約2倍に増加している。人数も平成16年度の1万3,300人から平成19年度は4万1,000人ということで、約3倍に増加しているという状態でございます。

今後とも、本県を体験型教育旅行で訪れる学校数、人数の拡大に向けて、普及啓発が必要であるというふうに考えているところでございます。

次の2でございます。本県を体験型教育旅行で訪れる学校数につきましては、都道府県別に見ますと、多い順から北海道、次に宮城県、東京都、神奈川県、大阪府というふうな順になっております。特に北海道から訪れます学校の増加が全体の37%という著しいところがございます。今後は、他県との差別化を図ることがありまして、岩手らしさを生かした体験メニューの充実を図ることが必要であるというふうに考えているところでございます。

次の3でございます。県内の体験型教育旅行の受け入れ状況でございますけれども、八幡平市周辺、これはホテルとか民宿などに受け入れができるという体制がありますけれども、そういった宿泊施設が整備された県央地域、それから受け入れ農林漁家の拡大、そういう農家とか漁家がいるという受け入れ体制の整備が進んだ花巻市、奥州市、遠野市などの県南地域において体験型教育旅行の受け入れ実績が伸びているというところでございますが、残念ながら県北・沿岸地域が若干少ないと、そういう課題がございます。そこら辺を今後伸ばしていかなければならないと考えてございます。

次に、資料右側の国の動向をごらんいただきたいと思います。国では、平成20年度なのですけれども、総務省、文部科学省、農林水産省の3省連携による、子ども農山漁村交流プロジェクトが開始されております。教育活動として、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動、これは1週間程度の長期宿泊ということでございますけれども、それを推進することとしております。このプロジェクトは、受け入れ側となる農山漁村におきましても、子供たちを受け入れることによりまして、地域の活性化と、将来的には都市と農山漁村との相互交流に寄与することを目指すものでございます。

また、このプロジェクトでございますが、5年後に全国の小学校の2万3,000校、1学年当たり120万人という規模でございますが、そういった規模で体験活動を展開することを目指しているということで、現在各地の農山漁村におきまして受け入れ体制の整備を進めている状況でございます。

昨年度につきましては、全国で53カ所の受け入れモデル地域が設定されております。本県からは遠野市、この遠野市というのは代表的なところでございますけれども、そこが先導型モデル地域として選ばれています。地域に対する指導やノウハウの提供を実施している

状態です。

もう一カ所ですが、葛巻町でございます。葛巻町につきましては、受け入れ体制整備型モデル地域ということで選定されております。実際に宿泊体験活動をモデル的に実施しているということでございます。

次に、その下の推進体制をごらん願いたいと思います。県といたしましては、子ども農山漁村交流プロジェクトの開始ということなのですが、体験型教育旅行に対するニーズが高まっておりますので、そういった体験型の教育旅行を推進するために、県教育委員会などの関係部局によります岩手県体験型教育旅行推進協議会というものを昨年6月に設置しております。同時に、県の基本的な考え方、目指す姿、関係機関の役割等について明らかにして、その推進体制を整備してきたところでございます。

次に、資料中央の推進施策の展開方向と平成21年度の具体的な取り組みをごらん願いたいと思います。こうした現状と課題、県北・沿岸が若干地域差があるといった特徴がございますけれども、そういった特徴、それから国の動向を踏まえて、推進施策の展開ということで4本の柱を考えています。

まず、1番目の柱でございますが、普及啓発でございます。体験型教育旅行を推進するためには、体験型教育旅行の意義とか教育効果につきまして、受け入れ側の地域全体と学校と保護者の理解が必要であります。そういうことがございますので、市町村と連携しまして、先進地のリーダー、遠野市とか葛巻町のリーダーの方々とか専門家をアドバイザーといたしまして、地域とか学校側に対して情報発信をしまいたいというのが一つの柱でございます。

次の柱でございますが、体験型教育旅行実施校数の拡大ということでございます。やはり情報発信していきまないと、来ていただける学校もないということもありますので、関係団体と連携しながら、首都圏等に誘致活動を働きかける。今年度の場合は、8月にふるさと子ども夢学校フェアというのが、東京都、愛知県、大阪府、福岡県で開催される予定になっておりますけれども、そういったところで誘致活動をしたり、学校や旅行代理店等に情報発信を行っていきいたいというのが2番目の柱でございます。

3番目の柱でございますが、受け入れ地域の拡大につきましては、県北・沿岸地域を重点として、受け入れ農林漁家掘り起こしキャラバン、これは地道に歩いて説明をしていきたいということでございます。そして、県全体に拡大をしていきたいということが、まず1点。それから、受け入れの質の向上を図るために、先進地での民泊受け入れのノウハウを学ぶということで、民泊実務研修会をやったり、体験メニューづくり研修会などを開催していきたいというのが3番目の柱です。

それから、最後の4番目の柱でございますが、安全・安心な体験型教育旅行の推進ということで、指導者を対象とした研修会ということで、事故発生時の体制をどうしたらいいとか、そういったことの研修についてまず一つやると。それから安全・衛生管理の関係の研修会ということで、泊まるということになりますと、そういった研修も必要になってくるとい

うことで、それもやっていきたいということでございます。

これらのことから、県内の多くの地域で体験型教育旅行に取り組みまして、グリーン・ツーリズムの進展による交流人口の拡大によりまして、持続可能な事業から拡大可能な事業へと成長して、多くの地域のコミュニティの活性化と経済的な活性化につながる取り組みを推進してまいりたいというふうに考えてございます。

体験型教育旅行の位置づけなのですが、ちょうど資料の上のところ、簡単なポンチ絵を載せております。アグリビジネスがあって、グリーン・ツーリズムが位置づけられています。グリーン・ツーリズムといいましても、短期型から長期型というのがあります。それからアグリビジネス的な農産物加工とか、オーナー制、宅配も入っているということで、この中では、どちらかといいますと体験型でも短期型の関係になると思いますが、教育旅行を位置づけているというようなイメージでございます。これがA3判の資料でございます。

その後ろに2地区の例を載せております。1地区目は、遠野市の宮守小学校、3泊4日の事例でございますし、2枚目は葛巻町の吉ヶ沢小学校、葛巻高原牧場のプラトー体験学習の2地区を挙げているということでございます。こういうことで推進していきたいということでございます。よろしく願いいたします。

○大宮惇幸委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑、御意見等はありませんか。

○工藤勝子委員 国のほうでは、総務省、文部科学省、農林水産省の3省で行っているようですけれども、県のほうとして、例えばこれは地域振興部でしょうか、それから商工労働観光部、教育委員会、この辺との連携はどのようになっているのか。農林水産部だけが一生懸命推進しようと思っても、この部分とかなり連携を深めないに進んでいかないと思いますが、その辺のところをもう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

それから、実際に私も受け入れているわけですが、問題になるのは都会から来る子供たちの関係でトイレの問題です。なぜ県北のほうで受け入れがなかなか進まないのかというと、やはり下水道、それから浄化槽の問題があります。この辺のところの整備が進まないと、受け入れたくても断っている受け入れ農家が遠野でもございますので、その辺のところを、これは県土整備部のほうかもしれませんけれども、こういう部分を一緒になって推進していかないと進んでいかないのではないかなと思っておりますので、その辺のところを検討いただきたいと思います。

それから、子供を受け入れて一番問題なのはアレルギーの子供が非常に多いということなのです。卵がだめとか小麦がだめとか、それから野菜的なものもすごく嫌いな子供が多いとか、そういうところでアレルギーの子供に対する対応の仕方というようなことも、今後大きな課題ではないかなと思っておりますので、その辺のところの考え方についてもお聞かせいただければと思います。

○杉原農業振興課総括課長 まず1点ですが、農林水産部だけではなくて総務部とか地域振興部ということでございますけれども、環境生活部の関係が保健福祉の関係で食

品衛生、それから宿泊業の許可の関係、それから環境生活部、保健福祉部、それから地域振興、それから観光、あと教育の関係で教育委員会ということで、全庁的な形で協議会がセットされているという状態でございます。ですから、農林水産部だけではなく、そういった全庁的な流れの中で協議会がまず立ち上がっているということが1点。

それから、先ほども出ましたトイレの関係がありましたけれども、それも環境生活とか保健福祉の関係で、合併浄化槽の関係と、それからトイレの整備の関係、部が縦割りで分かれている部分もございます。そういうところも打ち合わせしながら、助成事業とかいろいろありますので、そういったところも有効に地域に働きかける。それから、地域の中では個人でできない場合は、活性化事業調整費を活用しながら集まる場所を整備するとか、そういった形でも動いていると。これは事業費がかかりますので、なかなか進まないところもあるのですけれども、トイレの関係とか衛生面で整備が必要だという条件も言われますので、少しずつでございますけれども、その辺で動いているというようなことでございます。

アレルギーの関係なのですけれども、先ほども先進地域ということで、食の匠の方々とか、やはり小麦やソバとかいろいろアレルギーの関係も出ていまして、そういった知恵を持った方々がおられますので、そういった方々の知恵を伺いながら、こういう形で出せばいいですよとか、アレルギーを持たれた方でもヒエだとアレルギーが出ないとか、石鳥谷の方でもヒエ麺があったりしますけれども、そういったことでアレルギーに対する勉強。あと二戸の方でもお米で農薬の反応が出たりする、そういった方もおられまして、そういったところも有機の米がないかとか、そういった話も少しずつではありますけれども、動いているという状態です。

○佐々木農政担当技監 資料1枚目に連携について、本庁の推進体制ということで、岩手県体験型教育旅行推進協議会ということで構成部局が書いてございますけれども、実は農政担当技監が委員長という立場になってございます。教育委員会の佐々木室長が副委員長ということで、メンバーの中には関係課の総括課長が入った中で、部局連携について綿密な打ち合わせをしているところでございます。さらにその下に検討チームとして、実務者レベル、担当者レベルの連携組織を組織してございまして、この推進計画もその議論の中からまとめ上げたものでございます。今後とも連携体制につきましては、きっちりとしていきたいというふうに思っております。

それから、アレルギーのことでございますが、これは食生活サイドから、特に農林漁家が受け入れるに当たって、やっぱり留意すべきことの最重点として指摘されているところでございまして、受け入れに当たりましては、学校側からアレルギーを持っている子供たちについての情報を事前にきっちりいただくということで、子供たちを受け入れるに当たりましては、受け入れ側と送り出し側の学校、その辺の打ち合わせをきっちりしていかなければならないということを、安全・衛生管理研修会、こういう場を通じてきっちり徹底していくことにしてございますし、推進計画の中に、安全・衛生指針もセットとしてペーパーに起こして周知徹底を図ることとしてございます。以上でございます。

○工藤勝子委員　こういう資料は、きょうは農林水産部だけに回っているのか、例えばもう教育委員会にも、総務のほうの地域振興部にも入っているのか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。こういうのは同時進行で進んでいかないと、なかなか浸透しないという部分がございますので。

それから、1週間はうちで受け入れたわけですがけれども、布団も持ってきてうちから学校に通うのです。そうすると、今度は学校側が受け入れる。民泊のほうはいいのですけれども、では学校のほうでその子供たちを受け入れて、5年生の子供でしたけれども、今度は学校に入れるか入れないかという問題もあります。教科書も違いますし、そういう問題も出てきましたので、その辺のところでは教育委員会、そして教育委員会だけではなくて、現地の受け入れる学校がどのように対応してくれるかというようなことも非常に大事な要素になるよう

でございますので、その辺のところの御検討もされているのか、もう一度お尋ねいたします。

○佐々木農政担当技監　A3の資料につきましては、実は当委員会のためにコンパクトにということで整理したものでございまして、当委員会にお出しするのが初めてでございます。A3の資料の右側中段、推進体制の2のところは岩手県体験型教育旅行推進計画を策定ということで書かせていただいておりますけれども、この推進計画は、庁内関係部局はもとより、市町村、市町村教育委員会を通じて、県内の学校にそれぞれ計画書は配付し、考え方の徹底と留意事項の徹底に努めているところでございます。

それから、御指摘がございました、受け入れ側の学校はどうするかという問題につきましても、当然のこととして、教育委員会なり、受け入れる側の学校の御理解が必要でございますので、この点につきましては、先ほどアレルギーの部分でも御答弁申し上げましたけれども、送り出し側の学校、受け入れ側の学校が事前に十分な打ち合わせをするという上で受け入れることが大前提でございますので、その辺につきましては教育委員会と連携し、十分徹底してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○菅原一敏委員　2点ほどお尋ねをしたいと思います。まず推進体制ですけれども、本庁段階の推進協議会の事務局はどこにあるのか。協議会長さんはどなたになっているのか。

それから、地域段階もあるわけですが、地方振興局はどういうふうな位置づけ、役割になっているのか。そして、地域段階の協議会には、ここにはないようだけれども、教育関係部局はあるようだけれども、地方振興局はどのようにお考えになっているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点は、平成21年度の具体的な取り組みについてなのですが、取り組みの中の上から三つ目、受け入れ地域の拡大があります。この中で最初に、県北・沿岸地域を重点とした受け入れ農林漁家掘り起こしキャラバンの実施とあるのですが、この地域では全く県北・沿岸の掘り起こしにはならないのではないのかというふうに私は思うのですが、二戸市と北上市でやると。それから沿岸は宮古市1カ所ということで、ちょっとこれはタイトルと中身が合っていないのではないのかというふうに思うのですが、この3カ所を選んだ考え方、そして果たしてこれで目的とする県北・沿岸地域の掘り起こしができるというふう

に思っているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○佐々木農政担当技監 協議会の事務局は農業振興課に担当させてございます。会長は農政担当技監の佐々木和博、小生がやらせていただいております。

地方振興局段階の推進体制でございますが、資料1ページ目に地方段階ということで、受け入れ地域協議会ということで書かせていただいておりますが、県機関というよりも、むしろ市町村段階での受け入れ組織というか、推進命令母体になるべきものでございます。県のかかわりでございますが、県といたしましては、現段階で、地方振興局段階で、組織横断的なものとか、あるいは形として整理した推進組織というのはこれからの課題となります。それぞれ地域ごとに担当者会議なり、そういうレベルでの連携組織はございますが、いわゆるきっちりした組織としての推進体制は、今後整備していかなければならないというふうに考えてございます。ですけれども、それぞれ広域振興局等でその地域の実情に応じた推進体制が、振興局段階におきましても部局連携的に取り込まれてございますので、振興局の意向を最大限尊重しながら、推進体制の整備を本庁として後支えをしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、県北・沿岸についてキャラバンということで、二戸市、宮古市、北上市ということで書かせていただいておりますが、これはキャラバン隊を編成して重点的に取り組むべきことをピックアップしたものでございまして、通常のグリーン・ツーリズムの推進なり、そういう日常的な業務の中でも、それぞれ本庁、振興局が連携して働きかけをしてございますので、これがすべてということではございません。

御指摘の趣旨は、もっと幅広に、重点的に取り組むべきという御指摘かと存じますけれども、問題点を洗い出し、ターゲットを絞り込み、これから引き続きやってまいりたいと。昨年度から（後刻「平成19年度から」と訂正）始めたキャラバンでございまして、そのキャラバンの成果なども見きわめながら、キャラバンの実施市町村につきましては、さらに検討を進めてまいりたいというふうに思っております。今回は代表的なものを御報告させていただきましたが、それですべてというつもりではございません。より全県拡大を目指して取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○杉原農業振興課総括課長 3カ所の選定の関係でしたけれども、二戸市にしましても、宮古市につきましても、二戸管内ということで、二戸、軽米、九戸、一戸ということなので、体験型教育旅行が進んでいないという地域、宮古市についてもきちんとした協議会はあるのですけれども、いま一つ1歩が出ていないという地域でございまして、キャラバン隊としましては、行って説明をしますけれども、あとはNPOセンターなりが行って、個別にも体制をつくっていくということで、今回考えさせてもらっていますので、必要に応じてこの地域は広げていくということも考えているところでございます。

○菅原一敏委員 振興局については、これまでも市町村と連携をしながら、こういう取り組みは一生懸命にやってきていただいているということは私も承知をしているのですが、今回新たな推進体制をつくるに当たっては、やはり振興局も何らかの形で、地域の段階ではき

ちんとした位置づけをしたほうが、よりこういう取り組みがしやすくなるし、市町村から見ても、あるいは住民から見てもいいのではないかなというふうに思いましたので、お話をさせていただきました。

それから、キャラバンですが、いろいろな理屈はそういうことにもなるのでしょうかけれども、県北・沿岸地域を重点としたキャラバンをするというふうにならうたっておきながら、宮古市1カ所。沿岸には5市あるわけですが、釜石市から下に三つあるのですが、そこでは一回も予定をしていないと。状況に応じてということですが、こういう考え方でやる以上は、最初からきちっと位置づけをしてやりますよというPRをしながら、地元市町村を巻き込みながらやるところに効果も期待できるのであって、ここに書かないでにおいて、それをやるかもしれないという、そういう言い方はどうか。そういう進め方はどうかと思いますので、その辺をもう一回、考え方をお示しいただきたいと思いますし、ならば、平成20年度からやっているそうですが、平成20年度は、沿岸についてはどこでキャラバンをやったのですか。そしてどのような効果がありましたか。その辺もお知らせいただきたいと思います。

○杉原農業振興課総括課長 平成19年度に大船渡市でやっておりますけれども、平成20年度は釜石市と陸前高田市のほうでもやっているということで、少しずつであるけれども、地道にはやってきたということです。

○佐々木農政担当技監 平成19年度からです。先ほど昨年度からと申しましたが、訂正いたします。

御指摘はごもっともだと思います。今回県として推進整備計画を立て、本庁で推進体制を整えたところがございますので、キャラバンはジャストポイントにその1カ所だけではなくて、いわゆる名前のとおり回ってはございますけれども、文書なり、そういうものできちり位置づけて、振興局、市町村、それから本庁が連携をして取り組めるような体制を、平成21年度早期にセットしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○柳村岩見委員 参考資料から浮かぶ事例と実態ということです。遠野市立宮守小学校のこともあるのですが、葛巻町立吉ヶ沢小学校の紹介です。ふるさと生活体験ということですから、みずからのふるさとの産業というか、そういう畜産、酪農に接するという意味では、言葉のとおり、実態もそうだと。だけれども、吉ヶ沢小学校の子供たちは生活そのものが酪農、畜産に接していて、牛乳はどうやってできるかという、出どころはよくわかっていると思うのです。ふるさとを知るという意味では、まことにそのとおりです。

けれども、実際にプラトリーに3日間泊まって、吉ヶ沢小学校の児童がカルチャーショックを受けるかという、当たり前の話です。3泊4日で総合的に理解をしたということは価値がある話ではあります。カルチャーショックも何も毎日牛と親しんでいる。牛舎をのぞけば牛がモーといっているのだ、触れているわけだよ。それがプラトリーに行って3泊4日といったって、何のカルチャーショックを受けるのだ。

それよりも、この事例の紹介は、こんなことの実例を参考資料にしてほしいと思う。わか

りやすく言えば、例えばの話ですが、盛岡市の桜城小学校が一時児童数が減ったと。マンションができたらし少し盛り返したというふうな実態があって、その子供たちは、お父さん、お母さんの働いている職場、働いている背中を見たことがない。確率的に吉ケ沢小学校の子供たちは、お父さん、お母さんの汗を流して働いている姿を見て育っていると思うのです。町場の小学校の子供たちは、お父さん、お母さんが一生懸命働いているという職場の姿を見る機会というのは少ないと思うのです。さて、食べ物ってどうやってできるかとか、牛乳って、バターってどうやってできるという話を、町場の子供たちが、まさしく体験型教育旅行という意味合いで、葛巻町のプラトーに3泊4日で宿泊したという事例を紹介してほしい。そして、そこに意味があるというふうに思うわけです。

さて、私が願っている実態というのは、何も資料的にでなくていいです。実は、盛岡市の小学校も、遠野市にも葛巻町にも結構行っているのです。そういう事例がたくさんあるので。紹介をしたら吉ケ沢小学校だという話にしてほしいのだけれども、そうなりますか。

○杉原農業振興課総括課長 この吉ケ沢小学校は、確かに葛巻町ということなのですがけれども、ここに一つの例として載せたのは、説明のときにも若干話をしたのですがけれども、実際背中を見て育っているかといえ、実際は農家の農業の手伝いをしていないと、余り見ていないというのが実態のようなのです。そういうことで、吉ケ沢小学校もそういった中で、みずからを見つめようということで、こういうふうな事例があるということなのです。

ただ、まだ県内で、平成19年度の実績にもあったように、日帰りの体験ということで、県内の場合には宿泊までしているというケースがまだまだ少ないということもございましたので、事例としては挙げられなかったというか、ちょっとこれは似つかわしくない事例だったかもしれませんけれども、現時点ではこういう事例だったということでございますので、よろしくお願ひします。

○柳村岩見委員 もう答弁は要りませんが、努力をしてほしいと思います。私だって小学校のときには手伝いをしなかったかと思う。でも学校から帰ってきて、親がどこで働いているか、畑や田んぼ。とりあえず帰ってきて、親の働いている場所、その周辺を確認してから遊ぶわけです。とりあえず親を確認する。吉ケ沢小学校の子供たちが手伝っているか手伝っていないかといえ、今の酪農家、畜産家はハードだ。簡単に手伝えるはずもない。ただ、見ては育っているのだ。それを見ていない町場の子供たちに、人間の食べ物という意味で、それはどうやってという一部でありますから、あるいは田舎というか、そういう自然というか、そういうものにカルチャーショックを受けてもらうのが、まさしく体験型教育旅行ではないのか。そこが眼目になるように、やっぱり吉ケ沢小学校の子供たちをプラトーに連れて行って3泊4日というよりは、町場の人を連れて行ってプラトーに3泊4日すると。そうやって、その過程には、大体吉ケ沢小学校だって行かなければならないくらいだから、もっと大変な課題があるのだと思う。そこに行って大丈夫かなと、そんな話だけを…。

今の子供会なんかも、岩手山登山という、けがをしたらだれが責任をとるのだからなんて議論をしているわけだ。おれらのときは、小学校のとき素直に岩手山登山をしたけれども。今

の親って、小学校の子供たちに岩手山登山をさせられないのだ。感動を与えることができない親になっている。頂上に行ったときの、何ぼ途中つらくても、頂上を登り上げたときの感動って登山にはあるではないですか。ああいう感動を子供に与えることができない親なのだ。危ないと、けがしたら大変だという話になっているわけ。そこら辺を努力して、本来の町場の人たちを農業体験というか、畜産体験というか、そんなにハードなものではなくても、ただ目の前に牛を見る。そして牛から乳を搾られたのが牛乳だというふうな。

今の行政にとって全く初歩からしなければならぬ大変な条件になっているので、皆さんにそういう苦勞の部分が付きまとうわけだけれども、やっぱりそこら辺の解きほぐしが基本ではないのかと思います。答弁はいい。頑張る。吉ヶ沢小学校は当たり前だよ、行くのは。葛巻の町の中だから。同じ町の中だよ。そんなふうな感想を持ちました。頑張るってやっていただくようによろしく願います。終わります。

○新居田弘文委員 資料の説明をいただきました。一つは、言葉じりをつかんでのことなのですけれども、岩手らしさを生かした体験メニューを充実させようということですから、多分、ほかの県と違う岩手らしさを何かお考えになっているのかなという思いで、具体的に強調する部分を教えてほしいなということが一つ。

それから、基本的な考え方の中に地域コミュニティの活性化、それからもう一つは経済的効果が期待されるというような部分がありました。確かにそのとおりだと思います。最近の教育旅行の受け入れ状況につきましても、平成19年度は4万1,000人を超えたということで、平成16年の基準年に比べて、約3倍近くまでふえたということですから、今回どれだけの経済的効果があるかどうか、それは算定の方法が違うと思うのですけれども、この辺も世話をした限りはそういう期待というのは当然あるはずだし、その地域の物産にも結びつくということで、問題は教育旅行が終わってそれで終わりではなくて、岩手のある地域に来て、経験をして、その人たちに触れて、いろいろな特産品を食味してということで、それが将来にわたって経済効果にもつながるといって、それが結構大きなねらいといつか効果があると思うのです。その辺についてどのようなお考えで、どういう推進をしているのかをお聞きしたいと思います。

それから、今柳村委員からもお話がありました。あるいは工藤委員からもお話がありましたが、子供教育の話なのですけれども、今受け入れる農家にも子供がいない中で受け入れているのが結構多いのです。もちろんみんな少子化の関係で。そうすると、せっかく来ても、その家庭には同年配というか、年の差が開かない子弟がいれば一番いいのですけれども、親、あるいはおじいさん、おばあさんとともに生活をするということはわかるのですけれども、全部学校に行くわけでもないですから、受け入れ農家の選定についても、いろいろ心配が必要ではないかなと思うのですが、その辺の状況についてお聞きしたいと思います。

○佐々木農政担当技監 岩手らしさ、岩手の持ち味は、山、川、海、それぞれ豊かな自然の中で、その自然を相手にした多彩な産業活動が営まれているところが岩手のよさ、他県にない岩手らしさというふうにございます。ですから、できるだけ地域で受け入れ、ある

いは場合によっては隣接市町村なり、地域との連携によりまして、他県にはない多彩な体験メニューをそろえることができるのではないかと、そのことが岩手らしさというふうに私も考えてございます。

さらには、農業のことでお話し申し上げれば、宮沢賢治なり、そういう歴史、文化にも触れることができる、我が国としては数少ないそういう恵まれた立地にあると思います。この部分を教職員のOBなり、そういう造詣の深い方々のお知恵をかりながら、教育効果の高い、学びの場岩手というメニューをつくり上げたいというふうに考えてございます。

それから、経済効果の部分でございますが、現実的に、旅館業法の許可をとってきっちりやれば、それ相当の宿泊料なりをいただくことはできるのですけれども、その適用を受けない、いわゆる民泊ということになりますと、食費の実費とか、体験料ということで、現実的には子供さん1人当たり1泊6,000円ぐらいというのが県内の平均的なところでございます。ですから、掛ける人数、掛ける泊数ということになりますと、受け入れ側の農林漁家にとって、現時点で直接的な経済効果というのはそれほど大きくない、これも事実でございますが、私どもは、将来、国がプロジェクトとして始めているということになりますと、岩手県内のみならず県外まで視野に入れていった場合、一つのビジネスとして展開できるのではないかと。それに当たりましては、段階を踏む必要があると思いますけれども、旅館業法なりに適応した、きっちりした、そういうところまでレベルアップを図っていかなければならないというふうに考えてございます。

それから、子供たちには、余りお土産を持たせるなどは言うてございますが、お帰りの際に、その地域の特産物、野菜なりをお持ちいただくということで、御家族に岩手のファンになっていただく。そんなことで、現段階では計測はできかねますが、買うなら岩手のものという考え方の普及には大いに役立つと思いますし、将来、子供たちが大きくなって岩手に訪れて大きな金を落としてくれるものという長い目の取り組みを続けてまいりたいというふうに思っております。

それから、受け入れ側の事情でございますが、確かに、おじいさん、おばあさんが受け入れると。あるいは手ごろな子供さんがいる家庭では、いろんな事情で受け入れかねるということになりますと、これは家族単位で受け入れるのが基本でございますが、隣近所、地域として受け入れることによって、おじいちゃん、おばあちゃんのお話も聞ける。学校に行くときは隣の子供と一緒にいく。そういうことで、これは一農林漁家が受け入れるのではなく、地域の固まりとして受け入れることによって、満足していただけるような体験旅行のスケジュールなり、メニューが組めるような考え方で進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○工藤勝博委員 私も何点かお尋ねをしたいと思いますけれども、県北・沿岸が伸びていないということですが、体制の整備というのはどういう形なのか。問題点は何なのかということ。実際、八幡平市にグリーン・ツーリズム協議会がありまして、宿泊あるいはそれをコーディネートするいろんなメニューをつくっていますけれども、大きな修学旅行が何百

人と来て、それに対応できる体制はできているのです。ただ、受け入れる農家のほうでも、かなりの負担を持って受け入れているわけですが、その辺も今後の取り組みの中ではフォローするような仕組みがないと、年々逆に農家の人たちは、もうことはやめようかなという声があるのです。それをきちんとやっていかないと、なかなか拡大には結びつかないのかなと思っていますけれども、その辺のことも含めてお願いします。

○佐々木農政担当技監 まず、受け入れる側が一般の農林漁家でございますから、いろんな考えで、うちでも受け入れたい、受け入れてあげるという気持ちになっていただくということが、まず第1番だろうというふうに考えてございます。ですから、資料の中では普及啓発の部分に、体験型教育旅行の意義等について、まずしっかり御理解をいただきたいという趣旨で普及啓発の部分を書かせていただいておりますが、まずキャラバン隊等いろんな機会を通し、さらには受け入れることによってプラスになった県内の事例等も御紹介申し上げながら、地域としてそういう受け入れの機運をつくり出していかなければならないというふうに考えてございます。

そういう考え方からいきますと、比較的、県南部のほうが受け入れた時期が早かったという部分もございまして、受け入れのいい話が広まってきているというのも現実的にはあるかと思えます。ですから、一気にということはなかなか難しいわけでございますけれども、普及啓発活動をきっちりやるのがまず大前提であろうというふうに考えてございます。

それから、実施後の検証というか、反省、評価をきっちりして次につながるような取り組みというのが、次に必要だろうと思えます。まずやってみようということで受け入れた結果、次はちょっとなというお考えの方が仮に出たとすれば、どういうところがネックになったのか、そういう部分もきっちり私どもが消化し、事後対策なりをとり得るものであれば、それをきっちりとしていこうと、そういうふうな形で、行政なり、それから民間のアドバイザーなり、地域の方々が一緒になって盛り立てていくような機会を県が中心になってとることによって全県拡大を図ってまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○佐々木農政担当技監 農家、受け入れ側の負担というのが現実的にあることは確かでございます。ですけれども、これも原則的には、体験に訪れた子供たちなり、保護者なり、学校側が、その経費については支弁すべきものでございますので、行政的に、あるいはいろんなところから補助というふうな形のところは、現段階では仕組みられてございませんし、将来もそのことは難しいものだと思います。受け入れることによって、現実的に受け入れ農家の負担になっている部分につきましては否定できないわけでございますけれども、将来のため、あるいは体験型教育旅行の意義ということで、現在は御理解をいただくしかないのかなというふうに思います。以上です。

○工藤勝博委員 先ほどの県北・沿岸の受け入れ体制として、特別にこういうことをやるとかということがもしあれば、そういういろんな事業の中でも、県全体では2分の1の補助だとかというのはあるのですけれども、特別、県北・沿岸は3分の2まで支援しますよと、そういうのがあれば、受け入れ農家の皆さんも逆に、先ほど工藤勝子委員が言ったように、ト

イレを改修するとかということもできると思うのです。

それとあわせて、受け入れる体験旅行をどこが企画して、普通は地元の協議会というか、いろんな形で問い合わせがありながら、例えば八幡平市の場合ですと、グリーン・ツーリズム協議会が学校と旅行社といろんな形で連携をとりながら、ことしは北海道から10校なら10校という形で受け入れるわけですけども、その全県的な受け入れ体制をつくるのはどこでやるのですか。

○佐々木農政担当技監 A3資料右側にございますように、体験型教育旅行、グリーン・ツーリズムを1形態というふうな考え方をとってございますし、体験教育型受け入れの部分に専従のスタッフを配置することも非常にきついものございますので、現実的なグリーン・ツーリズム推進の受け入れ組織がその任に当たるのが最もふさわしいのではないかとこのように考えてございます。これは、地域で協議会組織のところございますし、あるいはJAがその事業に取り組んでいる地域もございますので、それぞれの地域の事情によると思いますけれども、そういう受け入れ側の窓口なり、岩手に興味を持ったとき、どこにどのような働きかけをすればいいのか、そういうことも含めて、県内外に岩手の体制、それから市町村ごとに特色のある体制を、県の役割としてきっちりPRして、その体制を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

もちろん、この県の取り組みに当たりましては、商工労働観光部なり、観光サイドとの連携が極めて重要と考えてございますので、そのような取り組みをきっちりしてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○杉原農業振興課総括課長 支援の関係という話がありましたけれども、やっぱり先ほども受け入れの話がありましたけれども、農家個別となりますと、かなり負担があつたりするので、地域でそれをフォローしなければいけない部分もありますので、地域として、例えば農水省で年間200万円掛ける5の、ふるさとを支援するような、事業名はちょっと出てきませんけれども、そういった事業だとか、地域再生の関係の事業だとかというのがあるのですけれども、地域を支援する事業も国庫であるのですが、県の関係で振興局になりますと、地域振興推進費、細かい部分について、そういったイベントだとか集めてやるときのイベントの支援だとか、個別の農家までというよりも、地域を支援するという形で地域振興推進費を活用しながら、グリーン・ツーリズムを推進ということをやっているというふうな形になっています。やっぱり全く農家で全部やれといっても、これはなかなか大変ですので、そういったものは振興局レベルでも支援している状態ございます。何とかそれを続けていきたいと思っております。

○大宮惇幸委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 なければ、これをもって、体験型教育旅行の取組状況についての調査を終了いたします。

次に、水産業・漁村の多面的機能と環境生態系保全活動について調査を行います。調査の

進め方についてであります。先ほどと同様に執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○寺島水産振興課総括課長 よろしくお願いたします。

それでは、表題が水産業・漁村の多面的機能と環境生態系保全活動についてということでございます。この資料の構成は、3項目から成っておりまして、一つが表紙の2行目、1、水産業・漁村の多面的機能についてでありまして、水産業・漁村が有する多面的機能の概略を記載してございます。二つ目は、次の2ページをお開き願います。一番上の2、環境・生態系保全活動についてであります。ここでは本年度から実施いたします事業等を御説明いたします。三つ目は、次の3ページをお開き願います。下段になりますが、3、今後の本県の漁場環境保全の方向性であります。

再び表紙にお戻りいただきまして、2行目になりますが、まず1、水産業・漁村の多面的機能についての(1)多面的機能であります。水産業・漁村は、安全・安心な食料を安定的に生産、供給するという本来の機能のほか、漁業生産活動と一体的に発揮されます、自然環境を保全する機能、国民の生命財産を保全する機能等の多面的機能を有しております。

次に、(2)の多面的機能の項目であります。項目を下の①から④までの各機能にまとめましたので、この項目ごとに御説明いたします。①の生態系保全機能として、藻場や干潟は、魚類、貝類、甲殻類など多様な生物が数多くすみ、産卵、育成の場となっており、水質浄化にも大きな役割を果たしております。点線で囲みました四角の中に、本県の藻場、干潟の現状と課題を示してございます。

まず、現状でございますが、データが古くて申しわけないのですが、環境庁の自然環境基礎調査によりますと、平成3年における本県の藻場面積は3,080ヘクタール、平成8年には2,764ヘクタールと約300ヘクタール減少しております。また、平成8年における干潟面積は21ヘクタールでございます。平成9年以降、藻場、干潟の面積調査は行われておりませんが、漁業者等からの聞き取りによりますと、高齢化したウニ等の局所的な増加やアサリの外敵の増加等によって、藻場面積、密度の減少、低下や干潟のアサリの減少等により、藻場、干潟の機能低下が進行しております。

次に、課題でございますが、このようなことから、藻場、干潟の保全、回復を図るとともに、環境保全に関する漁業者等のさらなる意識の高まりによる沿岸域の環境保全活動の活発化が必要と考えております。写真の写りがよくないのですが、左側の写真の下に米印で、藻場とはどういうものかということを示してございます。アマモ、ワカメ、コンブなどの海藻類等が繁茂している群落のことでありまして、写真はアマモ場とそこに生息する小魚、ウミタナゴの群れであります。右側の写真の下に米印で、干潟とは干潮時に露出する砂泥質の平坦な地形のことであります。写真は、潮が引いた干潟とそこに生息するアサリやシャコ、カニを写真として示してあります。

写真左の藻場としてのアマモ場は、大群落をつくり、潮流を和らげ、外敵からの隠れ家や

産卵場所となり、幼魚や稚魚や小魚、小型動物の生息場所となります。また、ワカメやコンブの場合は、海中の窒素やリンを吸収して成長し収穫されますので、水質浄化の面でも重要な役割を果たしております。

一方、写真右の干潟は、川の上流から流されてきた有機物が堆積しやすいのですが、干潟にすむたくさんの微生物や貝類、甲殻類が、それらを分解、吸収したり、摂取して汚濁を防いでおりますし、干潟のアサリは、海水中のプランクトンなどをこし取って水質浄化にも大きな役割を果たしております。

最近ようやくこのような藻場、干潟の持つ重要な機能を認識し始めた漁業者が少しずつふえてきておりますが、かなり以前には、漁港近くに繁茂しているアマモが出港時や帰港時に漁船のプロペラに絡まるので、行政に刈り取り支援をしてほしいなどの要望が来たりしておりました。どうしても漁業者から見ますと、写真のような浅瀬のアマモ場や干潟には大きな魚がいないことから、漁場としての価値が低く、大事にしようという意識に乏しかったものと思われまます。

次に、②の環境保全として、カキ、ホタテガイ等の二枚貝やホヤなどは、海水をろ過し、プランクトンや有機物をえさとすることで海水を浄化する機能を持っております。本県では、カキ、ホタテガイ、ホヤ、ワカメ、コンブなど無給餌型の養殖が盛んに行われており、水質浄化とともに環境に優しい漁業が営まれております。

次に、③の保養・交流・教育機能として、漁村は海洋性リクリエーションなどのリフレッシュの場、自然との触れ合いや大切さを学ぶことのできる交流、学習の場を提供しております。点線で囲んだ四角の中に、本県における取り組み事例を3点ほど記載してございます。

一番上は、漁業者が中心となって地元の水産関係団体の方々がメンバーとなっている、宮古湾の藻場・干潟を考える会による地元小学生を対象とした、漁業・海の生物等の学習会を開催したりしております。この会の活動などにより、宮古湾の藻場では、漁業の対象となるニシン、マコガレイ、ヒラメ等の稚魚22種類が確認されておりますし、漁業の対象とならないものの稚魚も28種類ほど確認されております。2番目が、県や漁協、学校が連携して行っております青少年漁業体験、交流、これは小中学生のサケ稚魚放流、ワカメ漁業体験などでございます。一番下が、横浜市のNPO海辺づくり研究会と釜石市内の海づくり少年団とのホタテ殻むき漁業体験交流などを行っております。

最後に④として、そのほか物質循環補完機能として、陸から海への窒素、リンの循環があります。それから生命財産保全機能、これは海難救助や国境監視などであります。

それでは、次の2ページをお開き願います。2の環境・生態系保全活動についてであります。ここでは、先ほども申し上げましたが、今年度から実施する事業等の御説明となります。このような水産業・漁村の多面的機能を有効に発揮させるため、県は平成21年度から国の新規事業である環境・生態系保全対策を導入し、市町村や漁業団体等と密接に連携しながら、藻場、干潟の保全活動を積極的に支援していくこととしております。

(1)の環境・生態系保全対策ですが、実施期間は平成21年度から平成25年度まで。県

の事業名は、美しい海環境保全対策事業としております。①の事業の趣旨ですが、藻場や干潟は、水生生物の産卵の場、幼稚魚等の成育の場など水産資源の保護、培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化等の公益的機能も有しております。このような藻場、干潟の機能低下を防止するため、漁業者等が行う保全活動、内容としては計画づくり、モニタリング、モニタリングとは実施前の調査、実施後の調査等を言います。保全活動に対して、国が2分の1、県、市町村がそれぞれ4分の1の負担割合で資金の支援を行います。

②の保全活動例といたしまして、一つは、藻場でウニの密度管理として、老齢化したウニ等の除去を行います。右の写真はウニ除去作業前まで海藻がまばらになっております。たくさんウニが海藻を食べ、磯焼け状態になっております。ここのウニを除去することにより、右側の写真のように、海藻が濃密に繁茂するようにしようとするものであります。もう一つは、干潟で耕うんや機能低下を招く生物でありますサキグロタマツメタの除去などでありまして、左の写真は干潟を耕うんしているところであり、右の写真はアサリなどを捕食するサキグロタマツメタという巻き貝を駆除しているところであります。このサキグロタマツメタは一番下の写真の貝で、殻の先は黒ずんでおり、高さが最大5センチ、幅が最大で3センチの巻き貝であります。写真のような耕うんやサキグロタマツメタの除去などにより、干潟の生態系保全機能を確保しようとするものであります。

次は、3ページをお開き願います。③の活動主体は、藻場、干潟の保全活動に関して意欲の高い漁業者等を中心となった任意の組織であります。④の平成21年度県当初予算額は1,339万6,000円で、国の予算額は約13億円であります。⑤の実施予定箇所は、宮古地区、久慈地区など計10カ所程度考えております。⑥の期待される効果は、本県の清浄な海域が良好に保全されるとともに、生物多様性確保に貢献するほか、藻場の保全、回復により、将来にわたり持続的な水産資源量が確保されることや、コンブなどをえさとするアワビ等の成長率の向上を期待しております。干潟機能の保全、回復により、湾内の水質が向上し、養殖物のへい死等が防止されることなどであります。

(2)として、そのほか本県で実施している環境・生態系保全に関する取り組みといたしまして、①から③までの3点を載せております。①の未来につなぐ美しい海計画の策定では、10地区14漁協で策定済みでありまして、平成18年度から活動を実施しております。内容は、養殖漁場の環境を良好に維持して、持続的な養殖生産を確保するために計画を定め、その計画に基づく海浜、海底清掃、漁場の水質監視等を実施しております。特に重茂漁協や田老町漁協では、本計画をみずからのホームページに掲載して、環境保全活動をPRすることにより、生産しておりますワカメ、コンブ、アワビ、ウニなどの販売促進につなげようとしております。

②の地域の漁場環境保全に関する指導的役割を担う岩手県漁場環境保全士の認定では、平成19年度に全国初の岩手県漁場環境保全士の認定制度を創設しております。これまで22名を認定しておりまして、養殖海域の栄養塩の調査や低酸素水の発生監視、海浜清掃活動等を積極的にリードしていただいております。

③の漁民の森づくりの活動による植樹や海浜清掃活動が沿岸各地で積極的に行われております。

最後に、3の今後の県の漁場環境保全の方向性であります、ただいま御説明いたしました平成21年度からスタートする環境・生態系保全対策を支援するとともに、未来につながる美しい海計画の実効性の向上、漁場環境保全士の活動の活発化や質的向上を図りつつ、自主的かつ積極的な取り組みとして地域に定着することを目指します。

また、市町村や漁業団体等と密接に連携しながら、森や川も含めた広域的な観点のもと、本県の清浄な海が次世代へ良好に継承されるよう努めていきたいと思っております。さらに、このような環境保全に関する取り組みが、他県の養殖生産物との差別化につながり、販売活動におけるセールスポイントとして活用できるよう、漁協等の取り組みを促進してまいりたいと思っております。

以上の取り組みにより、きれいで豊かな岩手の海を守り、本県の水産業の振興と漁村の活性化につなげていきたいというふうに思っております。以上で説明を終わります。

○大宮惇幸委員長 ただいまの説明に対し質疑、意見等はありませんか。

○菅原一敏委員 御説明いただきましてありがとうございます。藻場、干潟については、沿岸域の生態系を維持する上で非常に重要な役割を果たしているわけございまして、この保全活動を支援する新しい環境生態系保全対策事業、これが実施されるということは、大変喜ばしいことだなと思えます。重要な事業であり、今後に御期待を申し上げたいというふうに思うわけございまして。

そこで、一つお伺いしますが、今年度の事業については、宮古、久慈地域を中心に10地区程度ということでございますけれども、来年度以降、希望する漁協、地域等があった場合には、これは採択をして事業を実施することが可能なものかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○寺島水産振興課総括課長 平成22年以降に要望が出てきた場合は、県とともに活動経費を支援しております国や市町村と調整を図りながら対応していきたいと思っておりますし、また事業要件にも合致するのかどうか、これも確認してまいらなければなりません。県予算の範囲の中で可能な限り支援していきたいというふうに思っております。

○菅原一敏委員 ありがとうございます。それから、現時点でさまざまな活動が行われているわけなのですが、例えば山に植樹をして海岸の環境を守るとか、あるいは藻場の育成を図るとか、そういうような取り組みもあるわけなのですが、新規の事業ではなくて、既に地域で行われている事業についても、要件さえ合えば、この事業での来年度以降の取り組みが可能なかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○寺島水産振興課総括課長 新しい事業で、この事業に希望する方々の要望調査等はやったわけではありますけれども、より事業の趣旨を伝えて、該当するのかどうか、そこら辺を今後とも進めていきたいというふうに思っております。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大宮惇幸委員長 なければ、これをもって水産業・漁村の多面的機能と環境生態系保全活動について、調査を終了いたします。

この際、執行部から岩手県競馬組合の発売状況等について発言を求められておりますので、これを許します。

○浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監 それでは、岩手県競馬組合の発売状況等につきまして御説明を申し上げます。

最初に、平成20年度の発売状況等でございますけれども、計画達成状況につきましては、岩手競馬発売、4月5日から3月29日までの通算131日間でございますが、達成率は100.0%、そのうち広域受託発売の達成率につきましては100.3%となっております。この結果、平成20年度の収支につきましては、平成19年度に引き続き、2年連続の黒字達成が確実となっているものでございます。

(2)の岩手競馬の発売額、それから入場者数の前年度比較でございますが、発売額につきましては220億6,600万円、前年度比で94.7%、入場者数につきましては、競馬開催場では38万449人で、前年度比が97.8%、それから総入場者数では162万69人、前年度比で97.4%といった状況になってございます。詳細については下の表をごらんいただきたいと思います。

それから、2ページ目でございます。今年度の発売状況でございますが、最初に計画達成状況でございます。岩手競馬の第1回開催、4月4日から13日までの開幕6日間でございますが、計画達成率は102.2%、広域受託発売につきましては達成率が92.6%となっているところでございます。

そして、(2)の岩手競馬の発売額、それから入場者数の前年度比較でございますが、発売額が9億6,500万円で、前年度比が97.8%、入場者数につきましては、競馬開催場では1万7,205人、前年度比が92.6%、総入場者数では7万3,226人の前年度比は93.9%となっております。詳細につきましては下の表をごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○大宮惇幸委員長 ありがとうございます。

この際、委員の皆様方から何かございませんか。

○飯澤匡委員 来年度に向けて、振興局の再編問題と申しますか、今ヒアリング等、策定中ということですが、林業の振興について一つ伺います。千厩の行政センターと、それから一関が今度行政センターになる中で、林業部門については、一関のセンターに持っていくというような計画であります。これは、当地の東磐井の森林組合のほうから、今、合併に向けても随時、話し合いが継続されているようですが、どうも産業基盤からしても、一関のほうに持っていくのはおかしいのではないかというような話が出ておまして、私のほうにもそういう声が多く届いております。

しかし、この間の地域振興部の話によりますと、このままこのプランどおりに策定を進め

てまいりたいと。これは林業の振興上、果たしてそういう格好でいいのかどうか。改めて当局の担当の皆さん方の御見識と、もしそれがその計画どおりにいくのであれば、どういう体制でもって、特に林業振興に関して、東磐井のほうではかなり熱心でありますから、その点についてはどのような体制で臨もうとしておるのか、そのところを具体的に御説明願いたいというふうに思います。

○小田島副部長兼農林水産企画室長 振興局の再編における千厩管内の林業の関係と、一関全体での林業、どちらに林業としての主たる機能を置くべきかという、御質問の趣旨は恐らくそういうことだと思います。農業と林業の連携を図りつつ、林業の振興を図っていかなければならないというふうに、私ども認識をいたしております。

林業の現業部門については、割合的には千厩管内のほうが大きい状況になっておりますが、林業におきますところの、いわゆる県と市町村との関係におきまして、いろんな手続を行う部分につきましては、これは一関市とのやりとり、一関市との連携のもとに事業を進めていくということが非常に多うございます。したがって、農業についてもそうでございますが、そういう市町村との連携を図りつつ行う業務、これについては市町村が所在をするところに置くという形で基本的には考えてございます。

現地的機能につきましては、これは当然のことながら、現場に近いところに置くということでございまして、農業につきましては、普及センター、これが現に農業者の方が対象でございますので、そういう機能については千厩地方の割合が多うございますので、そちらのほうの主になるということで、それぞれの対象とする割合、あるいは業務において、今回のような判断をしているわけでございます。

いずれにいたしましても、振興局の場合は、市町村あるいは関係団体等との連携を緊密にしながら業務を行っていくという原則に従いまして、今回そういう形での再編案を示させていただきますところでございます。

○飯澤匡委員 確認ですけれども、補助金業務等は一関市庁に近いほうがやりやすいから、まさにそっちのほうに企画関連、そしてまた生産部門だとかそういうのは持っていくのだと。現業部分については、例えば森林組合等のさまざまな面談だとか、それから施業に対するさまざまな県の働きかけについてはどのようにやっていくつもりなのでしょう。

見ていますと、どうも役所機構的な発想の中で集約をされているのではないかと。政策を現場に戻って展開をするという、そういう思考が全く感じられないわけなのです。そこが、現地で一生懸命やろうとする意欲をそぎかねないのではないかというふうな懸念を私は持っているわけです。その点についてはどのようなフォローをするつもりですか。明らかに、西とか東とか、そういうことではなくて、やはり産業基盤だとか、そういう意欲があるところに、県としてもその辺は配慮をしたりとか、そういうようなめり張りのきいたことをやっていかないと、では補助金行政の部分だけは集約してというような格好では、なかなか私は納得はいかないと思います。その点についてはどのようなお考えでいきますか。

○小田島副部長兼農林水産企画室長 実際にどういうふうに手続等も含めまして業務を行

っていくのかということにつきましては、基本的な考え方については、中間報告には上げさせていただきますが、今後、具体的なやりとりの中で検討していくこととなりますが、窓口機能につきましては、できるだけ現場に近いところに残したいというふうに考えておりました。申請あるいは指導等いろいろあると思いますが、現地の方々に御迷惑をかけるようなことのないような形で、できるだけ解決を図っていきたいというふうに考えております。いずれにしても、そういうやりとりをどのような形でやっていくのかということにつきまして、業務の棚卸しを進めていく中で詰めていきたいというふうに考えております。

○飯澤匡委員 副部長から全体的にお話を聞きましたが、森林整備課のほうではどのように、現場を抱えている部門として、現場の現状、それから課題、それらも含めて答弁をいただきたいと思っております。

○竹田森林整備課総括課長 当森林整備課の業務でいいますと、森林所有者さんに森林に対する助成金、補助金を交付してございます。交付に当たっては、現地、確かにそのとおりの施業がなされたかどうかという検査等も実施するわけですし、そういう意味では委員おっしゃるとおり、現地に近いほうが効率がいいというのはそのとおりでございます。現在は、千厩の農林センターに職員を配置して、そういった業務を実施してございます。

今後の業務ですけれども、一方、行政としての効率化あるいは定数等も縮減する傾向の中にあつて、やはり組織としてどうあるべきかということについては、先ほど副部長も申し上げたとおり、今後詰めていく部分かと思っておりますけれども、一関の体制につきましては、交通の事情等、道路事情等もございますので、総合的に判断していくことになろうかと思っております。いずれ現在は一関市に支局がございますので、そちらのほうと千厩のほうということで分散しているという状況でありますので、果たしてその分散が現状のままでいいかどうかという部分の問題もあると思っております。そこを総合的に判断せざるを得ないと思っております。

○飯澤匡委員 今の答弁で大体構図はわかりました。いずれ振興局の再編に向かって、体制的には絞らざるを得ないから必要な分だけは寄せていくのだと。こういう考えであると、本当に県の産業振興だとか、そういう部分についてどれだけ注力がなされるかという、その出先機関の、それこそ真意が問われるのではないですか。何か気がそがれるようなことをされると、こちらも一生懸命やろうとしているところに、そういうふうな論理が展開されるとがっかりするわけです。したがって、今後そういうことで進むのであれば、現業部門でのフォローアップ体制をきっちりどういうふうにやっていくのかと。あとは現実的な対応を求めしかありませんので、そこのところをしっかりとってもらうようなことをまず考えていただくと。

それから、今のプランで私は満足しているわけではないので、引き続き地域振興部の部分についても、これは物を言わせてもらいますけれども、全体的に今回の4広域振興局体制というのは、大きな目標といえ、要するに事業削減であったり、そういう組織整備の見直し、これは物を大きく言えないでしょうけれども、多分そういうことに前提があると思うの

ですが、できる限り産業振興だとかそういうものに、なるべくこういう現業部門に手厚くできるような体制に持っていかないと、特に農林水産については、岩手県は柱に据えてやると言いながら、こういうことをすると、やっぱり何だというような格好になってしまいますから、これはまた来年の春までありますので、後々また議論をさせていただきます。終わります。

○工藤勝子委員 関連でお伺いいたします。今度の4広域振興局体制になったときに、遠野の行政センターと千厩の行政センターに加えて、今後、花巻とか北上、一関も行政センターになるわけですね。そうなったときに、今、行政センターとなっている遠野と千厩をどのような形にするかというようなことも課題になってくるのだろうなと思っております。

そういう中において、県も1回に切れないからでしょうけれども、去年は保健所のほう、ことしは県民センターを切ったのです。税金部門を遠野の行政センターから引き揚げました。そして一つずつ物を取っていくのです。そうすると、まさに残っているのが、今、農林センターと普及センターと土木センターと三つだけになりました。

やはり私は、先ほど飯澤委員が言ったように、農業振興を図るとするならば、これ以上行政センターを再編というのでしょうか、巻き込んでほしくないなと思っているのです。遠野行政センターに残っている普及センターと農林センターは残さなければならないということ農林水産部として提案しなければならないのではないかと思います。黙っていれば、次から次へと切られていくのです。

ですから、ここの地区にはこういうのが必要なのだという部分を、農林水産部として再編の計画を立てていく部署に対して、しっかりと提案していかなければならないのではないかなと思うのですけれども、部長さんとしてその辺のところのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○瀬川農林水産部長 振興局の再編の中で、センターの位置づけにつきまして、これまでいろんな経緯の中でやってきたと思いますが、今いろいろお話をいただきましたように、産業振興という大変大事なところでございますので、現地での業務に支障が出ないように、具体的なフォローのあり方も含めて、今後さらによく検討してまいりたいと思っております。

○小田島副部長兼農林水産企画室長 具体的なお話として補足をさせていただきますが、例えば、今、遠野のセンターについてのお話がありました。全体的には地域振興部が主体となりましていろんな検討を行っているわけですが、私どもの部といたしましても、いろんな具体的な事例を持ちまして、地域振興部にはこういう形で残してほしいだとか、案を出しております。そういうものを経まして、全庁的な観点から調整が図られているところでございまして、遠野のセンターについてもお話は述べているところでございますし、今後具体的な最終案が間もなく示されるということでもありますけれども、そこから実際の移行までのいろんなパブコメ等もありますので、そういう御意見も参考にしながら、私ども、いずれ農業、林業、水産業、それぞれ営む方々、あるいは市町村の皆様方にとっていい再編になるような形で何とかやっていきたいというふうに考えております。

○菊池勲委員 部長さんに聞きたいのは、みんな部署が違うからそれなりの仕事をやっていると思って見ているのだけれども、ごらんとおり、岩手競馬は、新聞、テレビその他委員会でも毎回のようには報告をもらっている。私はこの数字を見てもなかなか理解しにくいだけれども、現場にいる方々も必死になって闘っていると思っている。どうも同じ県の行政の中で、当然、自分たちの部署で考えることだから、我々がとやかく言うのは難しいと思って、今ずっと考えておったのだけれども、そちらは競馬振興に命をかけて応援してくれていると見ている。そうよね、部長。

道路でありますから、どこで警察が交通取り締まりをしたって別に問題はないのだと思う。残念ながら、水沢競馬場に行く途中の、昔の水沢バイパスですか、入って火葬場のあたりで、日曜日に限って取り締まりをやっているのだ。私が見ただけでも、毎週ではないのだ。だけれども日曜日だ。ところが、競馬のファンというのは、行くときだから、あそこで捕まって勝てるはずはないわけだ。心理的に、絶対競馬の開催に対してはプラスになっていないと私は見ている。

どうしてもその日にそこでしなければならないという理由がもし県警であったとするならば、これはやむを得ないと思う。同じ県の施策の中で展開する形とするなら、私はどうしても、意図的にやっているとは思っていないのだが、一ファンとすれば、意図的にやられていると思っても間違いはないと思っている。ずっと見ている。今始まったばかりではない。

だから、どういうことなのか、いつか聞きたいと。農林水産委員だからたまたまここにいるわけだ。部長さん、就任したばかりで大変失礼な話なのだが、お互いに岩手県の発展のためにやっていることだ。交通事故を起こさないためにやっていることだ。これは認める。ところがあえて日曜日の開催にあそこでやらなければいかぬと。マスコミが後ろにいるな、余りいい話ではないのだけれども。だけれども私は、岩手県の産業として、今県民が330億円を貸してやったのだ。それを岩手のためには取らなければならない。それを彼らは330億円を返す闘いではないのだ、生きる闘いをしているわけだ。330億円は恐らく返せないと思うのだ、私は。だけれども、それをつぶしたらもっと罪を償うから、必死の闘いだよ、見ていると。

私はいつも不満だと思っている。警察には他意はない、何も。ないのだけれども、岩手競馬を支持する一県民として、どうして開催の日曜日にここでしなければならないのかと。どこか他にする道路はないのかと思うのだ。私はあるのだと思う。そしてバイパスもまだ完成したわけではないものな。途中でとまっている、工事は。だから、どうせ捕まえるのであればもっと完成したいい道路でやればいいのかと思う。これは私の心境として間違っている質問かもしれないけれども。

だけれども、競馬振興としてあなた方も我々も、一ファンとしても、一県議会議員としても、追及したからこんな質問になるわけだけれども、これはお互いに県の中の組織だから、話し合いをして、例えば交通安全のためにやっているのはそのとおりだと思う。だけれども、あえてなぜやと、きょうしなければいかんのか、この日曜日にしなければいけないのかと思

うときに、私は個人的な感覚としては大変不満を持っている。そのために赤字が出るという議論にはならないかもしれない。その答弁は不可能だよな、部長。だけれども、人間の心理だから、何だ、では次から行かないほうがいいということなのだよ。それで残念ながら、持って行く金がパチンコ屋にだけうんと入っているわけだよな。どうもこのあたりがずっと不満で、ずっと我慢していた。

新しい部長さんだから、きょうお話をして、もし処理ができる、解決をする方法があるとなれば、私はあえて開催の日曜日でなくても交通整理はできるのだと思って見ているのだけれども、いかがなものでしょうか。あなたのところで決めるわけにはいかないだろうから、県警との話し合いはどのように展開できるのかと、これを聞きたい。

○瀬川農林水産部長 競馬事業の振興といいますか、ぜひ収支均衡を図るということで、我々は本当に一生懸命取り組んでいかなければいけないと考えております。

交通取り締まりにつきましては、私も3月まで交通安全の担当をやっておりましたので、なかなか答えづらいのですが、交通規制というよりも、むしろ競馬場に向かう交通アクセスをもっと整備していくとか、人が集まりやすいような環境をつくっていくと、そういった面で関係部署ともよく連携をとって相談していきたいと考えています。

○菊池勲委員 無理な質問だと思って、前からずっと我慢をしていた。だけれども、新しくかわった部長さんだからお願いしたらどうなのかと思ってみたら、前に交通安全の担当もしていたという話でありますから、やはり県がしているものを、どの部署においても、そういう仕事においても、やっぱり推進する努力は、直接手を出さなくても応援はできるわけだから、私はあえて足を引っ張る必要はないのだと思う。同じ岩手県政の中で。それは、競馬だけが岩手県政の大きな課題ではないことは、事実そのとおりのだけれども。

私は、一県民として、一県議会議員としても、ずっと前からそう思っておった。どうしてこういう方式しかとれないのかという方法を展開したときに、本当に交通安全のためにやるとなれば、別な道路でも十分な効果を発揮できるはずなのだけれども、人間の心理を逆用するという形になれば、私は全く間違った行政の政策だというふうにずっと思っておった。

きょうは、あなたに失礼なことだと思うのだけれども、こんな機会にしかあなたに質問する機会がなかったものだから、同じ県民として、同じ事業として、やはり少しでも発展をさせる、お互いに部署は違うけれども闘いをして。藤尾先生からも一言もらおうかな。

○藤尾理事 私も常日ごろ交通安全にはルールを守りながら運転しておりますけれども、委員の今の御発言につきましては、心情的に大いに共感できる場所があります。競馬事業の地域経済に及ぼす影響というのは2月の議会でも答弁いたしましたとおり、300億円を超える非常に大きい、本県にとっては大手の地場産業でございますので、その発展を願う、そしてまた応援するさまざまな考え、あるいはまたやり方もあるだろうと、そのように存じております。私はその中の委員の御発言は非常に大きい励ましのメッセージだと受けとめまして、いろんな方面で、その振興、発展のためにいろいろな工夫、アイデアを出していきたいと、そのように思った次第でございます。

○工藤勝博委員 二つほどお聞きしますけれども、一つはことしの新規事業で、国のほうの耕作放棄地の再生利用緊急対策交付金というのがありますけれども、その交付金の使える面積要件というか、限度というのか、それは各町村に割り当てられたのか、その辺を一つお伺いしたいと思います。

あともう一つ、農林水産予算額、平成 21 年度は若干伸びましたけれども、園芸振興とか担い手とか、強い農業づくり交付金、各市町村から要望が上がって決定されたと思うのですが、その要望額と実際の事業割り当てとといいますか、事業計画に採択された部分との開きというのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○杉原農業振興課総括課長 目玉ということで、平成 21 年度の再生緊急対策ということを出ていきますけれども、面積の制限だとか、そういう制度の具体的な話になってきますと、まだそういうものがない状態でございます。ですから、市町村のほうにも説明しながら、これから詰めて協議会を立ち上げるとか、事業内容をどうするかとか、ここ 4 月中ぐらいに固めようということで、今動いているところでございますので、まずはこれからという状態でございます。

○川嶋農産園芸課総括課長 強い農業づくり交付金の内示の状況でございますが、残念ながら、採択のポイントが相当上がっているというようなこともございまして、具体的な数字は、詳細は今持ってございませんけれども、採択率で 4 割ちょっとぐらいの内示状況にございます。こういう状況を踏まえまして、現在、国の経済対策の追加の予算内示もあるというふうなお話も伺っておりますので、アンテナを高くしまして、次善の策をやるべく今打ち合わせを進めておるところでございます。

○工藤勝博委員 それでは、耕作放棄地の再生のほうの事業に関しては、市町村との協議の段階ということにとらえてよろしいですか。できるだけ早目に荒地を再生したいという農家の希望もあるので、できれば一日でも早くやらないと、ことしの作付にも間に合わないということもあると思うので。たまたま、やりたいという方が役場に行ったら、対象になるかならないかわからないと言われたと言うのです。そういうことも含めて、市町村との連携は密にさせていただきたいなと思います。

あとはもう一つ、要望に対して採択されるのが 4 割というのは、余りにもちょっとかけ離れているような感じもします。せっかく意欲的に取り組んでいきたいという農家の方の気持ちは、これからぜひ酌んであげるような形で、いろいろな事業があれば、県でなければ国の事業とか、いろんなものがあると思いますので、それらも指導していただければいいのかなと思います。終わります。

○菅原一敏委員 4 月はワカメ生産の最盛期でありまして、浜は非常に活気づいております。このワカメについては、昨年は単価が非常に高騰しまして、漁業者も活気があった、元気があったわけですが、もしおわかりになるのであれば、今シーズンのワカメの単価、それから生産の状況についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○寺島水産振興課総括課長 今シーズンの単価は、直近の 4 月上旬の入札では塩蔵の塩抜

き1等品が1キログラム当たり2,163円であります。これは、かなり高値がついた昨年と比べれば3割安にはなるのですけれども、平年並みであった一昨年と比べますと、3割5分高というふうになっております。その意味では、昨年度かなり高かったものですから、今年度、漁業者のほうは値が下がるのではないかというふうに心配したところでありますけれども、今のところ平年並みよりは3割高いという状況であります。

それから、生産状況につきましては、これまで大きなしけもなく、生育不良ということも見られておりませんので、順調に推移してきております。このまま4月末まで推移していけば、平年並みの生産が期待されるというふうに思っております。何とか、しけや栄養塩の低下、こういうものがなければなというふうに今思っているところであります。

○菅原一敏委員 昨年よりは3割ほど安いけれども、平年に比べれば非常に高値であるということで、ことしも漁業者にとってはいいのかなというふうに思うわけでございます。

先般、テレビで放映もされておりましたけれども、最近は新規の漁業への就業者ですか、漁業者の子弟なのですが、Uターンをしてきて、ワカメの生産等に取り組むというような若者もふえてきておりますので、今後とも生産面の指導、あるいは単価のアップ等について、さまざま御指導等をいただきますようお願いを申し上げますと終わります。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 なければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

なお、事務連絡でございますが、当委員会の東北ブロック調査につきましては、さきの委員会において決定いただきましたとおり、5月28日から29日まで、1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。御苦勞様でした。